



2024年3月15日

各 位

会 社 名 株式会社丹青社  
代表者名 代表取締役社長 小林 統  
本社所在地 東京都港区港南1-2-70  
(コード番号 9743 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 津久井 哲雄  
(TEL. 03-6455-8104)

## 当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する 業績連動型株式報酬制度の継続について

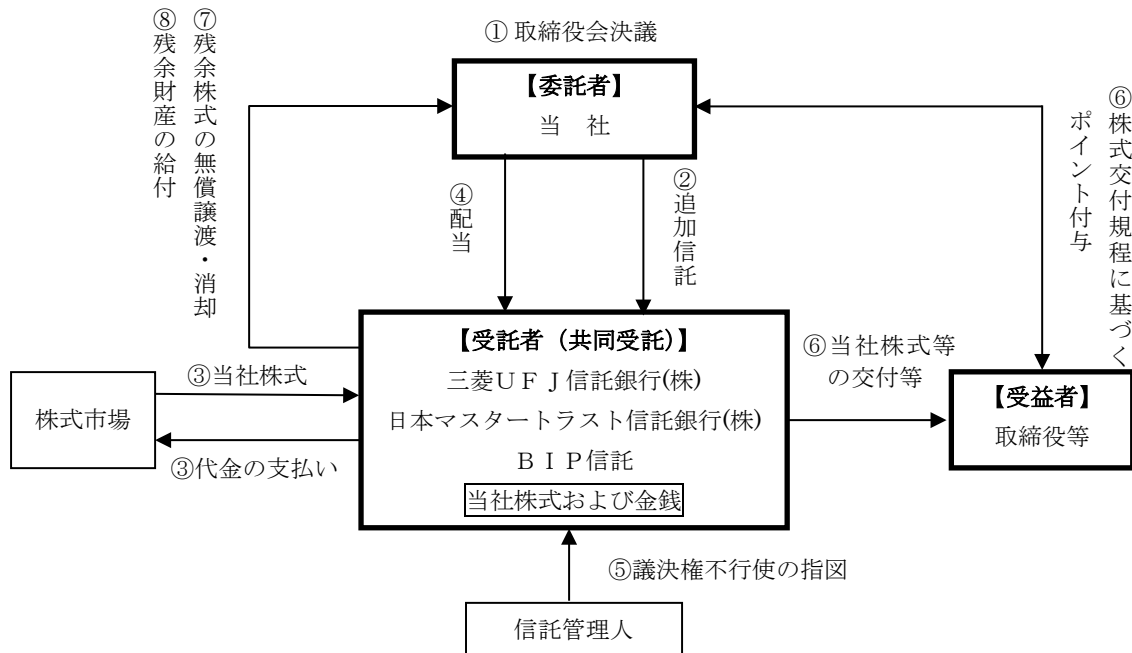
当社は、2024年3月15日開催の取締役会において、2019年度より導入した当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国外居住者を除く。以下、「取締役」という。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）について、継続および当社株式の追加取得資金として信託金の追加拠出をすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、取締役の報酬について業績および株価との連動性をより明確にし、取締役の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図ることを目的として、本制度を継続します。
- (2) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下、「B I P信託」という。）を用いた株式報酬制度です。B I P信託は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役に交付および給付（以下、「交付等」という。）する仕組みです。
- (3) 本制度の継続にあたり、2024年6月末で終了予定であったB I P信託の信託期間を3年間延長し、株式の取得資金等をB I P信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。なお、信託期間の延長時にB I P信託内に残存する当社株式および金銭は延長後のB I P信託に承継いたします。

## 2. B I P信託の仕組み



- ① 当社は、取締役会において本制度の継続を決議しております。なお、当社は本制度に関する株式交付規程を制定済です。
- ② 当社は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）の期間を延長し、2019年4月23日開催の第61回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）の決議により承認を受けた範囲内で金銭の追加信託を行います。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上でかかるポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑦ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属し、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考)

【信託期間延長後の信託契約の内容】

① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的	取締役に対する株式報酬制度の導入
③ 委託者	当社
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤ 受益者	取締役のうち受益者要件を満たした者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦ 信託契約日	2019年6月14日
⑧ 信託の期間	2019年6月14日～2027年6月30日
⑨ 制度開始日	2019年7月1日
⑩ 議決権行使	行使しない
⑪ 取得株式の種類	当社普通株式
⑫ 信託金の上限額	363百万円（信託報酬・信託費用を含みます。）
⑬ 株式の取得時期	2024年3月26日（予定）～2024年4月5日（予定）
⑭ 株式の取得方法	株式市場より取得
⑮ 帰属権利者	当社
⑯ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上